

事務所運営規程

平成17年4月22日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人秋田県臨床検査技師会の事務所を円滑に運営するために定める。

(職員)

第2条 事務所には、事務員を1名おく。

理事は、必要に応じて事務所に出向き執務する。

(就業規程)

第3条 事務員の就業規程をここに定める。

- (1) 勤務日 週3日(月、水、金)とする。ただし勤務日が祝日の場合は休日とする。
- (2) 勤務時間 13時より16時までの3時間とする。
- (3) 給与体系 実働、時間給とする。
- (4) 賃金 賃金の種類は、次のとおりとし、その額は雇用契約の際に提示する。
 - 1) 基本給
 - 2) 時間外手当
 - 3) 通勤手当
- (5) 賃金支給日 毎月20日締めのみ月末支払いとする。ただし、月末が休日の場合は繰り上げ支給する。
- (6) 退職慰労金 事務員が優良な成績で引き続いて1年以上勤務し雇用契約を解除されたときは、会長の判断により退職慰労金を支給することができる。
- (7) 業務報告 事務員は業務日誌に業務内容を記載し、理事(事務局担当)または会長に提出しなければならない。
- (8) 守秘義務 事務員は業務上知りえた事項について外部に漏らしてはならない。
- (9) 休暇届 事務員は遅刻、早退、及び休暇等をとるときは、理事(事務局担当)または会長にその旨を連絡しなければならない。
- (10) 退職 事務員が退職する場合は、退職2ヶ月前までに書面をもって会長に届け出なければならない。

(事務員の服務)

第4条 事務員の服務について次のように定める。

- (1) 事務員は一般社団法人秋田県臨床検査技師会の事務全般を行う。
- (2) 事務員は事務所の整理整頓を行い事務所の安全保持に努める。
- (3) 事務員は第3条就業規程を尊重し誠実に職務に専念しなければならない。

(規程の改廃)

第5条 この規程は、理事会の決議を経なければ改廃することができない。

附 則

この規程は平成17年5月28日より施行する。

2 平成18年6月16日変更

平成20年5月24日変更

平成24年2月1日変更

平成25年4月13日変更

平成26年12月21日変更

平成30年4月1日変更

令和6年3月21日から施行する。

事務所運営規程 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(就業規程) 第3条 事務員の就業規程をここに定める。</p> <p>(1) 勤務日 週3日(月、水、金)とする。ただし勤務日が祝日の場合は休日とする。</p> <p>(2) 勤務時間 13時より16時までの3時間とする。</p> <p>(3) 給与体系 実働、時間給とする。</p> <p>(4) 賃金 賃金の種類は、次のとおりとし、その額は雇用契約の際に提示する。</p> <p>1) 基本給 2) 時間外手当 3) 通勤手当</p> <p>(5) 賃金支給日 毎月20日締めのみ月末支払いとする。ただし、月末が休日の場合は繰り上げ支給する。</p> <p>(6) 退職慰労金 事務員が優良な成績で引き続いて1年以上勤務し雇用契約を解除されたときは、会長の判断により退職慰労金を支給することができる。</p> <p>(7) 業務報告 事務員は業務日誌に業務内容を記載し、理事(事務局担当)または会長に提出しなければならない。</p> <p>(8) 守秘義務 事務員は業務上知りえた事項について外部に漏らしてはならない。</p> <p>(9) 休暇届 事務員は遅刻、早退、及び休暇等をとるときは、理事(事務局担当)または会長にその旨を連絡しなければならない。</p> <p>(10) 退職 事務員が退職する場合は、退職2ヶ月前までに書面をもって会長に届け出なければならない。</p>	<p>(就業規程) 第3条 ここに就業規程を定める。</p> <p>(1) 勤務日 週3日(月、水、金)とする。ただし勤務日が祝日の場合は休日とする。</p> <p>(2) 勤務時間 13時より16時までの3時間とし、週10時間以内の時間数とする。</p> <p>(3) 給与体系 実働、時間給とする。</p> <p>(4) 事務員報酬 時給900円とする。ただし17時以降は時給1,000円とする。通勤手当は別に支給する。</p> <p>(5) 報酬支給日 毎月20日締めのみ月末支払いとする。ただし、月末が休日の場合は繰り上げ支給する。</p> <p>(6) 業務報告 事務員は業務日誌に業務内容を記載し、理事(事務局担当)または会長に提出しなければならない。</p> <p>(7) 守秘義務 事務員は業務上知りえた事項について外部に漏らしてはならない。</p> <p>(8) 休暇届 事務員は遅刻、早退、及び休暇等をとるときは、理事(事務局担当)または会長にその旨を連絡しなければならない。</p> <p>(9) 退職 事務員が退職する場合は、退職2ヶ月前までに書面をもって会長に届け出なければならない。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
<p>(事務員の服務) 第4条 事務員の服務について次のように定める。</p> <p>(1) 事務員は一般社団法人秋田県臨床検査技師会の事務全般を行う。</p> <p>(2) 事務員は事務所の整理整頓を行い事務所の安全保持に努める。</p> <p>(3) 事務員は第3条就業規程を尊重し誠実に職務に専念しなければならない。</p>	<p>(事務員の服務) 第4条 事務員の服務について次のように定める。</p> <p>(1) 事務員は一般社団法人秋田県臨床検査技師会の一般事務及び経理事務を行う。</p> <p>(2) 事務員は事務所の整理整頓を行い事務所の安全保持に努める。</p> <p>(3) 事務員は終業規程を尊重し誠実に職務に専念しなければならない。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
<p>附 則 この規程は平成17年5月28日より施行する。 2 平成18年6月16日変更 平成20年5月24日変更 平成24年2月1日変更 平成25年4月13日変更 平成26年12月21日変更 平成30年4月1日変更 令和6年3月21日から施行する。</p>	<p>附 則 この規程は平成17年5月28日より施行する。 2 平成18年6月16日変更 平成20年5月24日変更 平成24年2月1日変更 平成25年4月13日変更 平成26年12月21日変更 この規程は平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(変更)</p>